

平成 30 年度から

介護保険料が変わります

65 歳以上の方の介護保険料は、市が 3 年ごとに見直しを行っています。サービスを利用する方の増加や、介護保険制度の改正で 65 歳以上の負担割合が 1% 引き上げられたことなどにより、保険料を見直しました。

保険料の見直しは、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間に、どの種類のサービスをどの程度利用するかを見込み、そのために必要となる費用総額の概ね 23% を 65 歳以上の方の人数で割り返して、一人当たりの負担額（基準額）を決定しました。

平成 27 年度～平成 29 年度
基準額 **4,900 円**



平成 30 年度～平成 32 年度
基準額 **5,300 円**

所得段階	対象となる方		平成 30 年度からの保険料		平成 29 年度 までの 年額保険料
			年額保険料	保険料の計算	
第 1 段階	生活保護の受給者		28,600 円	基準額 × 0.45 × 12	26,400 円
	世帯全員 が市民税 非課税で	老齢福祉年金の受給者			
第 2 段階		世帯全員 が市民税 非課税で	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	47,700 円	基準額 × 0.75 × 12
	第 3 段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方		
第 4 段階	本人が 市民税 非課税で	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	57,200 円	基準額 × 0.9 × 12	52,900 円
第 5 段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	63,600 円	基準額 × 1.0 × 12	58,800 円
第 6 段階	本人が 市民税 課税で	本人の合計所得金額が 120 万円未満の方	76,300 円	基準額 × 1.2 × 12	70,500 円
第 7 段階		本人の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	82,600 円	基準額 × 1.3 × 12	76,400 円
第 8 段階		本人の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	95,400 円	基準額 × 1.5 × 12	88,200 円
第 9 段階		本人の合計所得金額が 300 万円以上の方	108,100 円	基準額 × 1.7 × 12	99,900 円

※年額保険料は 100 円未満切り捨て。

問合せ 市高齢介護課介護保険グループ